

〔開放病床運用の手引き〕

【登録医制度】

1. 登録医の認定

- (1) 開放病床制度を利用しようとする医師は、原則、地域医師会会長の推薦を得て長良医療センター（以下「医療センター」という。）に「登録医申請書」（様式 2-2）「保険医療機関・保険薬局届出事項変更（異動）届」（様式 2-3）により届出をします。
- (2) 登録医の登録有効期間は 2 年間です。ただし、初回の有効期間は登録医に認定された日から 1 年を経過した最初の 3 月 31 日までとします。なお、登録医本人から辞退の申し出がない限り、有効期間は自動的に更新されます。
- (3) 届出の受理、認定、登録医名簿の作成、「登録医証」の発行・交付および、更新をはじめとした、登録医に関する事務処理は医療センター地域医療連携室で行います。
- (4) 登録医は、医療センターが用意する所定の名札「登録医証明書」を着用することにより院内での活動が認められます。

2. 登録医への窓口

開放型病院としての窓口業務は、平日の時間内（午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで）地域医療連携室が担当します。

3. その他の事項

(1) 開放病床管理担当者

医療センターの「開放病床管理担当者」は、地域医療連携室長及び地域連携師長が担当します。

(2) 連絡先

地域医療連携室直通 TEL(058-232-1597)
FAX(058-232-1499)

【入院手順】

- (1) 登録医は、開放病床へ患者を入院させようとするときには、開放病床利用の趣旨を記載した「診療情報提供書」を直接患者に持参させるか、あらかじめ「紹介患者診療依頼書(FAX用)」送信もしくは電話により地域医療連携窓口に連絡します。
その際、必要事項を記載した「患者用説明書」を患者に提示して説明し、開放病床に入院する主旨と共同指導料についてよく理解させ、同意を得ておくものとします。その他の手続については、他の入院患者の場合と同様とします。
- (2) 登録医より事前に地域医療連携窓口に連絡のあった際は、直ちに空床を確認し、該当する診療科医長に連絡します。診療科医長は、入院日時および主治医を決め、地域医療連携窓口を通じて登録医に受入の報告をします。
- (3) 患者が来院したときは、「紹介患者受診報告書（FAX送付票）」により登録医に FAX で連絡します。
開放病床利用予定患者は原則として入院となりますが、やむを得ず入院対象外となった場合には、主治医は登録医に電話でその経緯を速やかに連絡します。
- (4) 入院手続きの時間帯は、平日は原則午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとなっています。ただし、その他の時間に開放病床への入院の必要が生じた場合は、この限りではありません。
- (5) 入院時の事務手続きに必要なものは次の通りです。忘れず持参するよう患者に説明して下さい。
 - ①「診療情報提供書」及び「開放型病床入院同意書」（送付済みのときは不要）
 - ②保険証 ③印鑑 ④診察券（医療センターに受診歴のある方のみ）

【主治医の決定】

登録医が開放病床へ患者を入院させる際は、医療センター担当医が主治医、登録医が副主治医となります。医療センター担当医が主たる診療を行います。

【登録医の共同診療】

- (1) 登録医の開放病床における診療時間は、原則として午前9時00分から午後5:00までとします。
登録医がそれ以外の時間帯に診察を行う場合は、前もって地域医療連携窓口へ連絡するものとします。
- (2) 登録医が共同診療のために来院する際は、原則、地域医療連携窓口へ事前に連絡することとします。地域連携医療連携窓口は、登録医から事前連絡があったときには、患者や医療センター担当医との日時調整にあたります。
- (3) 登録医は、来院に際して用意した白衣と名札(登録医証明書)を着用して病床を訪問します。地域医療連携室は、その際医療センター担当医および病棟に登録医師の来院を連絡します。
- (4) 登録医が診療を行ったときの診療内容の記載は、次のいずれかの方法によります。
 - ①電子カルテによる入力
診療内容を電子カルテ(プログレスノート)に入力し1枚印刷します。それを登録医が自院の診療録に綴ります。
 - ②病棟に用意してある共同指導票への記載
この場合は、病棟で共同指導票をスキャンして取り込みますので、原本を持ち帰り、自院の診療録に綴ってください。
共同指導料の算定は、これらの記載日数に応じた回数となります。

【開放病床の利用に関わる診療報酬】

- (1) 登録医が開放病床に患者を入院させ、当該病床において当該患者に対して療養上必要な指導を医療センター担当医と共同で行った場合、患者一人1日につき開放型病院共同指導料I(350点)を1回算定できます。また、当該患者の退院時に退院後の指導を共同で行った場合には、退院時1回のみ退院時共同指導料1(1000点または600点)が算定できます。
- (2) 医療センターは、開放病床に患者が入院し登録医と共同して指導を行った際に、開放型病院共同指導料II(220点)を算定します。
- (3) 前項の説明に際して、登録医と医療センターは、各自登録医相当分および医療センター相当分の自己負担金が生じることを患者に説明し、同意を得ておくものとします。
- (4) 当該患者が指導料が算定できない病床を使用する状況が生じたときは、その期間に共同診療が実施されても指導料は算定できません。
- (5) 登録医が算定する共同指導回数は、医療センターが原則毎月3日までに送付する「開放型病院共同指導実施票」に記載された日数となります。これには、登録医が前月に行った患者別共同診療実績が記載されています。
- (6) 登録医は、開放型病院共同指導料Iおよび退院時共同指導料1の保険請求分を請求するものとします。
なお、登録医側の患者負担分については医療センターが「開放病床共同指導実施票」に従って代行徴収します。
徴収した患者負担分は徴収した月の翌月末までに登録医指定の銀行口座に振り込むこととします。振込手数料は医療センターの負担とします。

【その他】

医療センターでは、開放病床が空床のとき、一般入院患者に開放病床の一部を一時的に利用させることができるものとします。